

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づく事務施行経過

(令和5年9月～令和5年11月)

事 項	施行期日	内 容
第750回東京都青少年健全育成審議会の実施 (条例第18条の2第1項規定)	9月11日	不健全図書類の指定2誌 諮問どおり指定することが適当である。
不健全図書類の指定の決定通知	9月13日	指定図書類の発行業者に通知した。
不健全図書類の指定の周知 (条例第8条第3項規定)	9月14日	指定図書類について関係業者・関係機関・関係団体・区市町村及び道府県政令指定都市等に周知した。
不健全図書類の指定の告示 (条例第8条第2項規定)	9月15日	東京都公報にて告示した。 東京都公報第17904号 告示第1004号
ファミリールール講座の開催	9月、10月	青少年(小・中学生、高校生等)やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴う様々な被害等(性被害も含む)について、その事例や防止策等について学ぶ講座等を実施した。 【回数】 151回 【参加者数計】 20,142名 【開催地域】 港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
東京都青少年健全育成協力員による環境浄化活動	9月、10月	指定・表示図書類等の区分陳列の履行状況等について、図書類販売業者等の営業店舗の調査を実施した。
都職員による立入調査 (条例第17条第1項規定)	9月19日、10月31日	指定・表示図書類の区分陳列の履行状況等について、図書類販売業者等の営業店舗の調査及び指導を実施した。